

あま市家庭教育推進協力企業制度実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、あま市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が家庭教育推進事業としての趣旨に賛同する企業又は団体をあま市家庭教育推進協力企業（以下「協力企業」という。）として登録し、相互に協力することにより、あま市における家庭教育の一層の推進を図ることを目的とする。

(対象)

第2条 登録の対象は、原則としてあま市内に事務所又は事業所を有する企業又は団体とする。また、企業又は団体の実情に応じ、本店、支店、工場、営業所等を登録の対象とすることができる。ただし、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。）又は暴力団員（同条第6号に規定する暴力団員をいう。）若しくは暴力団員と密接な関係を有する者は、登録の対象としない。

2 前項のほか、教育委員会が特に認めるものを登録の対象とすることができる。

(申込み)

第3条 登録を希望する企業又は団体は、教育委員会が別に定める取組項目の中から2項目以上を選び、あま市家庭教育推進協力企業登録申込書（様式第1号）に記載し、教育委員会へ提出するものとする。

2 前項の規定による申込みを受けた教育委員会は、当該申込みの内容が適正であると認めたときは、協力企業として登録し、あわせてあま市家庭教育推進協力企業登録証（様式第2号。以下「登録証」という。）を発行するものとする。

(登録の期間及び更新)

第4条 登録期間は、登録の日から起算して2年を経過した日の属する年度の末日までとする。

2 前項に規定する登録期間が満了する際、登録された企業又は団体は、あま市家庭教育推進協力企業更新届出書（様式第3号）に登録の更新の有無について記載し、教育委員会に提出するものとする。

3 前項の規定により登録を更新する場合は、教育委員会は再度登録証を発行し、当該登録期間は第1項の登録期間が満了する日の翌日から起算して2年を経過した日の属する年度の末日までとする。

4 2回目以降の更新は、前2項の規定を準用する。

(変更・廃止の届出)

第5条 協力企業は、次の各号に掲げる場合には、速やかにあま市家庭教育推進協力企業（変更・廃止）届出書（様式第4号）を提出するものとする。

(1) 企業又は団体の名称を変更したとき

- (2) 企業又は団体の所在地を変更したとき
- (3) 家庭教育に関する取組み内容に変更があったとき
- (4) 合併又は解散、事業の休止又は廃止等事業活動の存続に関する事項があったとき

2 前項の規定により廃止の届出を行う場合は、登録証を教育委員会へ返納しなければならない。

(協力企業の取組)

第6条 協力企業は、登録申込みの際に選んだ取組項目に誠実に取組むものとする。

2 協力企業は、登録を受けた旨を所属する従業員等に周知し、家庭教育を支援するための職場環境づくりに取組むものとする。

3 協力企業は、あま市家庭教育推進協力企業取組状況報告書（様式第5号）により当該年度の取組状況を翌年度の4月30日までに教育委員会へ報告するものとする。

(取組の支援)

第7条 教育委員会は、協力企業の求めにより、又は必要に応じて、別に定める支援を行うことができる。

(登録の抹消)

第8条 教育委員会は、次の各号に掲げる場合は、協力企業の登録を抹消するものとする。

- (1) 協力企業が登録した取組みを履行していない場合、取組みが不十分である場合又は取組みを怠っていると認める場合
- (2) 第2条第1項ただし書に該当することとなった場合又は第2条第1項ただし書に該当していることが判明した場合
- (3) その他協力企業として適当でないと認める場合

2 登録の抹消を受けた場合、当該企業又は団体は、速やかに登録証を教育委員会へ返納するものとする。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

この告示は、公示の日から施行する。